

行政事業レビューシート (総務省)						
予算事業名	最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費		事業開始年度	平成21年度	作成責任者	
担当部局庁	自治行政局選挙部		担当課室	管理課	課長 原山 和巳	
会計区分	一般会計		上位政策	選挙制度等整備費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省設置法第4条 ・最高裁判所裁判官国民審査法第51条 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成21年9月10日に任期満了を迎える衆議院議員総選挙の期日に併せて執行される最高裁判所裁判官国民審査の管理執行					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>最高裁判所裁判官国民審査法(以下、国民審査法という。)第2条の規定により、平成21年8月30日に国民審査を行った。</p> <p>その審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うため必要な経費を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、都道府県に交付したものの。</p>					
実施状況	最高裁判所裁判官国民審査(平成21年8月30日執行)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	—	622	0	0
	執行額	—	—	585		
	執行率	—	—	94.1%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	585		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 →国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、国民審査に必要な経費を算定・交付し、その後各団体における審査公報発行費、裁判官氏名等掲示費等の執行実績に基づき、交付額を確定。 				
	見直しの余地	<p>最高裁判所裁判官国民審査は、地方財政法、公職選挙法及び国民審査法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされている。</p> <p>国が負担するこの経費については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定められている。</p> <p>なお、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律については、平成21年11月に実施された行政刷新会議における事業仕分けの意見等を踏まえ、基準額を引き下げる改正案を第174回国会に提出したところであるが、審議未了により廃案。</p> <p>執行経費基準法改正法案は廃案となったが、平成22年の参議院議員通常選挙の執行に当たっては、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に対し、できる限り効率的な選挙執行に努め、経費節減を図るよう求めるとともに、今後の国政選挙の効率的な執行に向け、できるだけ早期に執行経費基準法の改正法案を再度国会に提出する。</p>				
予算チームの監視・所見率	現行または見直し案どおり					
補記						

総務省
585百万円

A. 47都道府県
584百万円

C. 委員等
1百万円

〔 国民審査の管理執行 〕

〔 委員等旅費、謝金等 〕

うち市町村への交付

B. 市町村
180百万円

〔 国民審査の管理執行 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。使途
 と費目の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A. 東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	国民審査の管理執行	14			
	市区町村への交付額	45			
計		59	計		0
うち B.東京都内62市区町村			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	国民審査の管理執行	45			
計		45	計		0
C.委員等			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0